

## 柏市汚染土壌処理業許可等指導要綱

制定 平成 27 年 12 月 1 日

施行 平成 27 年 12 月 1 日

### (目的)

第 1 条 この要綱は、土壌汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号。以下「法」という。）第 22 条第 1 項の許可を受けようとする者及び汚染土壌処理業者に対し、汚染土壌処理施設の設置等について必要な指導を行うことにより、周辺環境の保全に配慮した汚染土壌の処理の推進を図ることを目的とする。

### (定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 事業計画者 法第 22 条第 1 項の許可を受けようとする者又は法第 23 条第 1 項本文の許可を受けようとし、若しくは対象変更工事を行おうとする汚染土壌処理業者をいう。

(2) 対象変更工事 法第 23 条第 1 項本文の許可を要しない変更に係る事項であって、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 汚染土壌処理施設の設置の場所を変更するもの

イ 汚染土壌処理施設の主要な設備を変更するもの（当該変更により周辺環境への負荷を増大させる場合に限る。）

(3) ガイドライン等 次に掲げるものをいう。

ア 汚染土壌の処理業に関するガイドライン（平成 24 年 5 月環境省水・大気環境局土壌環境課）

イ 汚染土壌処理業の許可審査等に関する技術的留意事項（平成 25 年 8 月環境省水・大気環境局土壌環境課）

(4) 関係機関等 汚染土壌処理施設の設置に関し、関係する法律及び法律に基づく命令（告示を含む。）並びに条例，規則，要綱等を所管する機関をいう。

2 前項に規定するもののほか、この要綱において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(事前協議に関する行政指導)

第3条 市長は、事業計画者が法第22条第1項若しくは法第23条第1項本文に基づく許可の申請をし、又は対象変更工事に着手しようとするときは、当該事業計画者に対し、あらかじめ市長と協議(以下「事前協議」という。)を行うよう指導するものとする。

2 市長は、事前協議を行おうとする事業計画者に対し、次に掲げる事項を記載した事業計画書及び別表第1に定める添付書類を市長に提出するよう当該事業計画者に対し、指導するものとする。

(1) 氏名及び住所(法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)

(2) 汚染土壌処理施設の設置場所

(3) 汚染土壌処理施設の種類、構造及び処理能力

(4) 汚染土壌処理施設において処理しようとする汚染土壌の特定有害物質による汚染状態

(5) 別表第2に定める事項

3 市長は、事業計画者が事前協議において、市長が別に定める柏市汚染土壌処理施設設置等基準(以下「設置基準」という。)及びガイドライン等を遵守するよう当該事業計画者に対し、指導するものとする。

4 市長は、事業計画者が第9条の規定による通知を受けた後でなければ、法第22条第1項若しくは法第23条第1項本文の許可の申請をし、又は当該許可に係る汚染土壌処理施設の工事若しくは対象変更工事に着手しないよう当該事業計画者に対し、指導するものとする。

(説明会の開催等に関する指導)

第4条 市長は、事業計画者が前条第2項の規定により同項の事業計画書の提出を受けたときは、当該事前協議に係る法第22条第1項若しくは法第23条第1項本文の許可又は対象変更工事に係る計画(以下「事業計画」という。)について、速やかに、別表第3に定める周知対象地域に係る周知対象者(以下「周知対象者」という。)を対象とした同表に定める周知内容を説明する説明会(以下「説明会」という。)を開催するよう指導するものとする。

2 市長は、事業計画者が前項に規定する説明会を開催しようとする

るときは、当該事業計画者に対し、あらかじめ次に掲げる事項を記載した説明会開催計画書を市長に提出するよう指導するものとする。

- (1) 開催する日時及び場所
- (2) 説明会の開催に係る周知を図る地域
- (3) 説明会の開催に係る周知の内容
- (4) 説明会の開催に係る公表の方法
- (5) その他市長が必要と認める事項

3 市長は、事業計画者が第1項に規定する説明会を開催したときは、速やかに、次に掲げる書類、記録その他の資料を添付した周知結果報告書を市長に提出するよう当該事業計画者に対し、指導するものとする。

- (1) 周知対象者からの意見、その対応等の記録を記載した議事録
- (2) 説明会への出席者の名簿
- (3) 説明会における配付資料
- (4) 説明会時の写真
- (5) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認めるもの

4 市長は、事業計画者が事業計画について、周知対象者から個別に説明を求められたときは、これに応じるように努めるよう当該事業計画者に対し、指導するものとする。

5 市長は、事業計画者が周知対象者からの意見であって合理性を有する内容であると判断するものについては、事業計画の反映に努めるよう当該事業計画者に対し、指導するものとする。

(関係機関等との協議等に関する指導)

第5条 市長は、事業計画者が汚染土壌処理施設の設置等をするに当たり、関係機関等との調整、協議等を自らの責任において行うよう当該事業計画者に対し、指導するものとする。

2 市長は、事前協議に関し必要に応じて関係機関等に意見を求めることができる。

(専門的知識を有する者からの意見聴取)

第6条 市長は、事前協議に関し必要に応じて専門的知識を有する者に対し、意見を聴くことができる。

(関係書類の変更等に関する指導)

第7条 市長は、事前協議及び説明会の開催の過程において必要があると認めるときは、事業計画者に対し、事業計画書又は第3条第2項、第4条第2項及び第3項の規定により提出された関係書類の変更その他講じるべき措置について指導するものとする。

2 市長は、前項の規定による指導に対する所要の措置の状況及び第5条第1項に規定する調整、協議等の状況について必要があると認めるときは、事業計画者に対し、これらの状況に係る報告をするよう指導するものとする。

(事業計画の変更に関する指導)

第8条 市長は、事業計画者が第3条第2項の規定により市長に提出した事業計画書の内容を変更しようとするときは、事業計画変更書を市長に提出し、再度、協議を行うよう指導するものとする。この場合において、当該事業計画書の内容が軽微な変更であると市長が認めるときは、当該協議は、その変更内容を市長に届け出ることをもって、これに代えることができる。

(事前協議の終了通知)

第9条 市長は、事業計画が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、事前協議を終了するとともに、事前協議終了通知書により当該事業計画に係る事業計画者に通知するものとする。

(1) 事業計画書の内容が設置基準及びガイドライン等に適合していること。

(2) 第4条第1項及び第4項に規定する周知が適切に行われていること。

(3) 第5条第1項の規定による関係機関等との調整、協議等が終了していること。

(4) 第7条の規定による指導に対し、所要の措置がなされていること。

(事前協議の中止)

第10条 市長は、第7条の規定による指導を行った日から1年を経過してもなお当該指導に対する所要の措置がなされないとき又は事業計画が実現困難な状況にあると認めるときは、当該指導に係る事前協議を中止することができる。

(新たな事前協議に関する指導)

第 1 1 条 市長は，事業計画者が第 9 条の規定による通知を受けた日の翌日から起算して 1 年を経過する日までの間に法第 2 2 条第 1 項若しくは法第 2 3 条第 1 項の許可を申請しないとき又は対象変更工事に着手しないときは，当該事業計画者に対し，第 9 条に規定する事業計画に係る事前協議を新たに行うよう指導するものとする。ただし，事業計画者の責めに帰することができない特別の事情があると市長が認めるときは，この限りでない。

（補則）

第 1 2 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は，市長が別に定める。

附 則

この要綱は，平成 2 7 年 1 2 月 1 日から施行する。

別表第1（第3条第2項）

番号	添付書類
1	汚染土壌の処理に係る事業経営計画の概要を記載した書類
2	汚染土壌処理施設に係る事業場の周囲の状況及び敷地境界線並びに当該汚染土壌処理施設の配置を示す図面
3	汚染土壌処理施設の構造を明らかにする平面図，立面図，断面図，構造図及び設計計算書（埋立処理施設にあっては，周囲の地形，地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面）
4	汚染土壌の処理工程図
5	申請者が汚染土壌処理施設の所有権（所有権を有しない場合にあつては，当該汚染土壌処理施設を使用する権原）を有することを証する書類
6	汚染土壌処理業に関する省令（平成21年環境省令第10号）第14条第1項に規定する許可証の写し（他に法第22条第1項又は法第23条第1項本文の許可を受けている場合の許可証の写しに限る。）
7	埋立処理施設のうち公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の免許又は同法第42条第1項の承認を受けて汚染土壌の埋立てを行う施設にあっては，当該免許又は承認を受けたことを証する書類の写し
8	汚染土壌の処理の事業を行うに足りる技術的能力を有することを説明する書類
9	汚染土壌の処理の事業の開始及び継続に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類
10	申請者が法人である場合には，直前3年の各事業年度における貸借対照表，損益計算書並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類（申請者が個人である場合にあつては，資産に関する調書並びに直前3か年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類）
11	申請者が法人である場合には，定款又は寄附行為及び登

	記事項証明書（申請者が個人である場合にあっては、住民票の写し）
1 2	申請者が法第 2 2 条第 3 項第 2 号イからハまでに該当しない者であることを誓約する書類
1 3	法第 2 2 条第 3 項第 2 号ハに規定するその事業を行う役員の住民票の写し（申請者が法人である場合に限る。）
1 4	汚染土壌の処理に伴って生じた汚水の処理の方法並びに汚染土壌処理施設に係る事業場から排出される水（以下「排出水」という。）及び排出水に係る用水の系統を説明する書類
1 5	排水口（汚染土壌処理施設に係る事業場から公共用水域（水質汚濁防止法（昭和 4 5 年法律第 1 3 8 号）第 2 条第 1 項に規定する公共用水域をいう。以下同じ。）に排出水を排出し，又は下水道（下水道法（昭和 3 3 年法律第 7 9 号）第 2 条第 3 号に規定する公共下水道及び同条第 4 号に規定する流域下水道であって，同条第 6 号に規定する終末処理場を設置しているもの（その流域下水道に接続する公共下水道を含む。）をいう。以下同じ。）に排除される水を排出する場所をいう。以下同じ。）における排出水の水質の測定方法を記載した書類
1 6	汚染土壌処理施設の周縁の地下水（埋立処理施設のうち公有水面埋立法第 2 条第 1 項の免許又は同法第 4 2 条第 1 項の承認を受けて汚染土壌の埋立てを行う施設にあっては，周辺の水域の水又は周縁の地下水）の水質の測定方法を記載した書類
1 7	特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体の汚染土壌処理施設に係る事業場からの飛散，揮散及び流出並びに地下への浸透を防止する方法を記載した書類
1 8	浄化等処理施設又はセメント製造施設にあっては，汚染土壌の処理に伴って生じ，排出口（これらの施設において生ずる汚染土壌処理業に関する省令第 4 条第 1 号ヌ

	<p>(1) から (6) までに掲げる大気有害物質，土壤汚染対策法施行令（平成14年政令第336号。以下「令」という。）第1条第7号，第11号，第12号，第14号，第18号，第22号及び第24号に掲げる物質並びにダイオキシン類（ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）第2条第1項に規定するダイオキシン類をいう。）（以下「大気有害物質」という。）を大気中に排出するために設けられた煙突その他の施設の開口部をいう。）から大気中に排出される大気有害物質の排出方法及び処理方法並びに量の測定方法を記載した書類</p>
19	<p>法第27条第1項に規定する措置に要する費用の見積額を記載した書類及び当該見積額の支払が可能であることを説明する書類</p>
20	<p>汚染土壤処理施設において処理した汚染土壤であって土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条各項に規定する基準に適合しない汚染状態にあるものを当該汚染土壤処理施設以外の汚染土壤処理施設において処理する場合には，当該処理を行う汚染土壤処理施設（以下「再処理汚染土壤処理施設」という。）について法第22条第1項の許可を受けた者の当該許可に係る汚染土壤処理業に関する省令第14条第1項の許可証の写し及び当該再処理汚染土壤処理施設において当該汚染土壤の引渡しを受けることについての同意書</p>
21	<p>汚染土壤処理施設の設置場所を示す位置図（国土地理院が発行した2万5,000分の1の地図によるものに限る。）</p>
22	<p>汚染土壤を搬出入する車両が通行する経路を明らかにする図面及び使用する道路の状況（幅員，舗装状況，通学等に係る利用状況等）を明らかにする書類</p>
23	<p>汚染土壤処理施設が埋立処理施設の場合は，計画地全体</p>



	の面積及び埋立ての面積の実測求積図
2 4	汚染土壌処理施設の設置等に伴う周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査結果に関する書類

別表第 2 (第 3 条第 2 項第 5 号)

番号	記載事項
1	汚染土壌処理施設に係る事業場の名称及び申請者の事務所の所在地
2	他に法第 2 2 条第 1 項の許可を受けている場合にあっては、当該許可をした都道府県知事(令第 8 条に規定する市にあっては、市長。以下同じ。)及び当該許可に係る許可番号(同項の許可を申請している場合にあっては、申請先の都道府県知事及び申請年月日)
3	汚染土壌の処理の方法
4	セメント製造施設にあっては、製造されるセメントの品質管理の方法
5	汚染土壌の保管設備を設ける場合は、当該保管設備の場所及び容量
6	申請者が法人である場合は、法第 2 2 条第 3 項第 2 号ハに規定するその事業を行う役員の名及び住所
7	再処理汚染土壌処理施設に係る次に掲げる事項 (1) 事業場の名称及び所在地 (2) 法第 2 2 条第 1 項の許可をした都道府県知事及び当該許可に係る許可番号 (3) 種類及び処理能力

別表第 3 (第 4 条第 1 項)

項目	対象及び内容
周知対象地域	次のいずれかに該当する地域 (1) 汚染土壌処理施設の用に供する敷地の境界線から 3 0 0 メートル以内の地域 (2) 上記のほか、汚染土壌処理施設の設置に伴い生活環境への影響が及ぶ範囲であると認められる地域

周知対象者	<p>次のいずれかに該当するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 周知対象地域内に居住する者</li> <li>(2) 周知対象地域内に所在する事業所，学校等に通勤，通学等をする者</li> <li>(3) 周知対象地域内に所在する土地の所有者（農地の場合は耕作者を含む。）</li> <li>(4) 周知対象地域を包含する自治会</li> <li>(5) 汚染土壌処理施設からの排水（雨水及び水質汚濁防止法第2条第9項に規定する生活排水を除く。）が流入する周知対象地域内の公共用水域において，水利権を有する者</li> </ul>
周知内容	<p>次に掲げる概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 汚染土壌の処理に関する計画の概要</li> <li>(2) 汚染土壌の処理方法の概要</li> <li>(3) 搬出入に関する計画の概要</li> <li>(4) 環境保全対策の概要</li> </ul>